



組合事業のご案内

組合事業のご案内

情報クリエイト協同組合

JOHO Create Cooperative Association



ご挨拶

1

組合概要

2

組合沿革
事業目的
加入資格

外国人技能実習生受入事業

3

特定技能外国人支援事業

5

高速料金共同精算事業

6

交通・輸送費削減を目指して
ETCコーポレートカードとは
ETCコーポレートカードの割引
UC ETCカード
給油カード

信頼と安心をモットーに



経費削減・業務管理の低減が図れ
事業所活性化推進支援を目指します

ご挨拶

組合員企業の固い結束による組織力をもって、多彩な特典を獲得してきた情報クリエート協同組合。

現在、企業を取り巻く社会環境の変化に対応し、設立理念である相互扶助の精神で、未来に更なる発展を遂げるために情報クリエート協同組合は、各種事業を展開しております。

組合員各位のビジネスの可能性とチャンス、私達と手を繋ぎ更なる飛躍を目指しましょう。

情報クリエート協同組合



組合概要

組合名	情報クリエイト協同組合
所在地	〒700-0933 岡山県岡山市北区奥田二丁目2番2号
設立	平成 7年 5月
認可地区	北海道・群馬県・埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県・長野県・富山県・石川県・福井県・静岡県・岐阜県・愛知県・滋賀県・三重県・奈良県・和歌山県・大阪府・京都府・兵庫県・鳥取県・岡山県・広島県・島根県・山口県・香川県・愛媛県・高知県・徳島県・福岡県・長崎県・熊本県（32都道府県）
認可省庁	警察庁・厚生労働省・中国財務局・中国運輸局・中国経済産業局・中国地方整備局・中国四国地方環境事務局・岡山県
所属団体	岡山県中小企業団体中央会 ITS-TEA 一般財団法人ITSサービス高度化機構 公益財団法人 国際研修協力機構(JITCO)

加入条件

本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える

- (1) 別表に掲げる資格事業を行う事業者であること。
※詳細は担当へご確認ください
- (2) 組合の認可地区内に事業場を有するもの。
- (3) 下記の資本金または従業員数、いずれかの条件を満たすもの。

業種	資本金	従業員数
製造業・その他	3億円未満	300人未満
卸売業	1億円未満	100人未満
小売業	5,000万円未満	50人未満
サービス業	5,000万円未満	100人未満

事業目的

1. 組合員のためにする自動車燃料、電力、備品及び消耗品の共同購買
2. 組合員のためにする各種事業の受注斡旋
3. 組合員のためにする高速自動車道のETCカード共同利用に関する事業
4. 障害者共同作業所の設置及び共同生産・加工、共同販売に関する事業
5. 組合員のためにする外国人技能実習生協同受入事業
6. 外国人技能実習生協同受入に係る職業紹介事業
7. 組合員のためにする特定技能外国人支援事業
8. 特定技能外国人に係る職業紹介業
9. 組合員のためにする通話料団体割引制度の共同利用
10. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
11. 組合員の事業を必要とする生命保険・損害賠償紹介斡旋
12. 組合員の福利厚生に関する事業
13. 前各号の事業に附随する事業

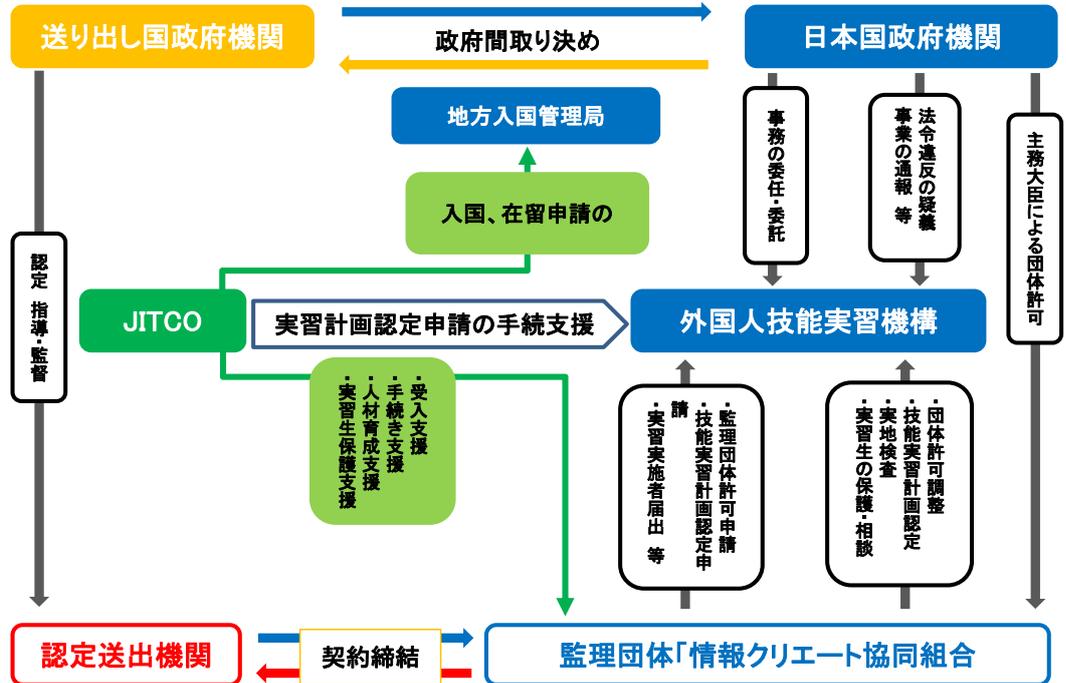
外国人技能実習生受入事業

INDUSTRIAL TECHNICAL INTERNSHIP PROGRAM

『外国人技能実習生受入れ制度』とは

技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識を開発途上国等へ移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

※技能実習は労働力不足を補うための手段として行われてはならない。



クオリティの高い 送り出し機関

書類選考・実技試験・筆記試験によつての適切な人選
モチベーションの高い優秀な実習生の選出
クオリティの高い日本語教育

教育体制

入国後に専用施設での日本の文化・風習の講習
日本語の講習
関係法令・修得技能に関する講習

充実した フォロー サポート体制

きめ細かくていねいな実習生のケア・フォロー
組合専門スタッフによる定期訪問・適切な監査の確立
母国語を話せるスタッフのスタンバイ



実習生受入れの流れ

01 スタート ご相談・申し込み



当組合にお問い合わせいただいた後、メリット、デメリットを含めて制度の概要をご説明し、希望される技能実習生の職種、受入れ人数、雇用条件等をヒアリングさせていただきます。受入れを決定後、当組合へのご加入とお申し込みを頂きます。

02 入国6.5カ月前 募集・面接・雇用条件の提示



現地送出し機関にて、技能実習生候補者の中から、書類選考・学科試験・実技試験・適性検査・面接を行い、候補となる技能実習生を選抜します。可能な限り、企業様には現地での面接をおすすめしております。合格した候補者には雇用契約を提示します。

03 入国6.5カ月前 入国前講習・研修の開始



母国にて4ヶ月以上、日本語の学習を中心に日本文化、習慣、礼儀など、日本で生活する上で必要とされる基礎知識について学びます。

04 入国5カ月前 入国申請書類の準備・申請



外国人技能実習機構へ提出する技能実習計画認定申請に係る書類を当組合にて作成いたします。認定申請の許可が下りましたら、入国管理局へ、実習生が入国するための在留資格認定申請を行います。申請書類作成上、企業様にご協力いただくこともございますのでよろしくお願いいたします。

05 入国1.5カ月前 査証(ビザ)取得



交付された在留資格認定証明書を技能実習生の母国送出し機関に送付します。送出し機関を通じて日本領事館へ査証(ビザ)の申請を行い、査証の交付を受けた後、技能実習生は出国手続きを行います。

06 入国 技能実習生の入国



晴れて技能実習生が入国します。当組合職員が同行し、技能実習生を出迎えます。

07 入国後1カ月 入国後講習開始



入国後は約1ヶ月間の講習を行います。講習の内容は、日本語教師による日本語教育、地元の警察署、消防署による交通ルールや安全指導、労働関係法令、掃除の仕方やゴミの分別方法などです。この1ヶ月間で、これから日本で暮らしていく中で思わぬトラブルに巻き込まれないよう知識を身につけます。

08 入国後2カ月目 受入れ企業にて実習開始



約1ヶ月の入国後講習を経て、技能実習生が受入れ企業様に配属されます。その日から雇用契約が発生し、技能実習が開始されます。そして、当組合でもしっかりサポートを進めてまいります。

基本受入人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人~300人	15人
101人~200人	10人
51人~100人	6人
41人~50人	5人
30人~40人	4人
30人以下	3人

実習実施者(受入企業)受入体制

- ・技能実習責任者の選任(技能実習指導員、生活指導員等を監督する立場にある方)
- ・技能実習指導員の選任(常勤の職員で5年以上の経験者)
- ・生活指導員の選任(常勤の職員)
- ・適切な宿泊施設の確保(寝室については、床の間・押入れを除き一人当たり4.5㎡以上)
- ・報酬の額が日本人と同等以上であること。
- ・社会保険(厚生年金、健康保険、雇用保険)、労働保険(企業負担)へ加入すること。
- ・控除項目の明確化(寮費、光熱費などは実費で本人負担など)

特定技能外国人支援事業

『特定技能外国人』とは

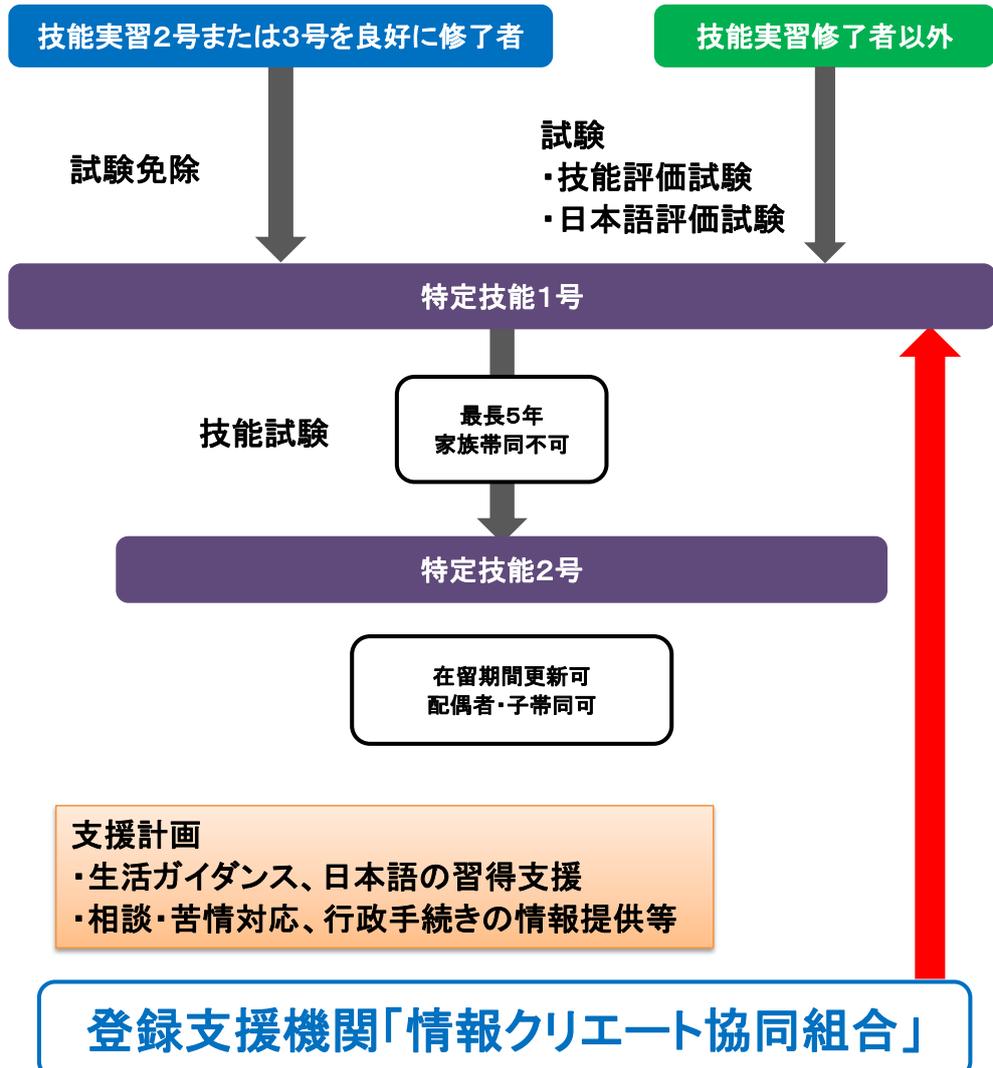
深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

特定技能1号※

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間: 1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準: 試験等で確認
(技能実習2号を良好に修了した者は試験免除)
- 日本語能力水準: 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認
(技能実習2号を良好に修了した者は試験免除)
- 家族の帯同: 基本的に認められない
- 受入れ機関または登録支援機関による**支援の対象**

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。



交通・輸送費削減を目指して

企業活動にかかるコストの中で、意外に多いのが高速道路など交通・輸送費です。しかし、企業活動が活性化し、ワイドになるにつれ、この分野の経費は飛躍的に増大していきます。そのため、早い時期でのコストの洗い直しをおすすめして、より効率的で健全な企業活動のお手伝いをさせて頂いています。

10年に亘り情報クリエート協同組合では、組織の力でこれら交通・輸送費などの大幅割引を実現してまいりました。

また、ETC(自動料金収受システム)コーポレートカードは料金後納になっていますので、毎日の面倒な事務処理は不要。月末に一括して請求書・明細書が届きますので経理事務の簡素化にも繋がっています。

ETCコーポレートカードとは

東／中／西日本高速道路(株)より発行・貸与される法人向けのETCカードです。ETC車載器に挿入し、ETCゲートを利用してノンストップで通過できます。

尚、発行申込をした際に届け出たETC車載器と登録車両、コーポレートカードの3つが一致しないと、割引適用にはならない車両専用カードです。

※カードに記載されている登録車両のみでご利用頂けます。



経費削減

平日朝夕割引・休日割引・深夜割引だけでなく、ご利用に応じた割引が受けられる「大口多頻度割引」等が適用されます。これにより利用が高ければ高いほど、ますますお得になります。

事務処理の軽減

毎月のご利用明細書は、車両別(カードNo別)・日付順にご利用区間が詳細に表示され、拠点別・部署別にも明細・集計することもできます。
ご希望の単位で請求書・明細書を振り分けることが出来ます。

ETCコーポレートカードの割引

『大口・多頻度割引制度』によるETCコーポレートカードのご利用は、文字通り頻繁に高速道路をご利用される企業様に特にメリットがある割引制度です。割引の設定は、東／中／西日本高速道路(株)に登録(申込)した全ての車両の1ヶ月の「割引対象高速道路のご利用額」の合計に、「車両単位割引」と「契約単位割引」を組み合わせで行います。

割引は利用金額に応じて割引率が異なります。

大口多頻度割引

大口・多頻度利用のお客さまを対象としたETCシステムの利用を前提とする高速道路等の通行料金の割引制度です。尚、大口・多頻度割引制度をご利用いただくには、東／中／西日本高速道路株式会社が予め定める要件を満たされるお客さまに貸与するETCコーポレートカードをご利用いただく必要があります。

車両単位割引

利用者の車両1台ごとの1カ月の高速道路の利用額に対し、割引率を適用致します。

契約単位割引

契約者の全車両1ヶ月の高速道路の利用額(割引対象額)の合計に対し割引。
※組合特別割引の適用については、割引対象額の合計額とカード1枚あたりの平均単価により、異なります。

UC ETCカード



株式会社クレディセゾンと提携し、法人専用のUC ETCカードを発行、貸与しています。
(※ショッピング等にはご利用できません。)

■ETCコーポレートカードと併用して、ご利用ができます

例えば、コーポレートカードの大口利用者であっても、利用頻度の少ない車両がある場合、少額利用車両にはUC ETCカードの発行ができます。
現在コーポレートカードをご利用でも全体のご利用頻度が少額の場合は、UC ETCカードの方がメリットがあります。

■マイレージポイントが貯まり無料走行として還元されます

●平日、朝夕割引等の時間帯割引に対応し、マイレージ割引の無料走行分は全て組合員様に還元されます。

利用額	ポイント単位	還元額(無料走行分)	最大割引率
50,000円	5,000ポイント	5,000円	9.1%

UC ETCカードのメリット

便利

車両名義に関わらずカード発行ができ、さらに車両を選ばずにご利用できます。代替車両・レンタカー・お取引の車両で、いつでもどこでもご利用頂けます。

事務処理の軽減

毎月のご利用明細書はコーポレートカードと同様、カード別・日付順に利用区間が詳細に表示され、拠点別・部署別にも明細・集計できます。

経費削減

平日朝夕割引・休日割引・深夜割引が適応されます。また面倒なマイレージ登録、その他還元作業はすべて組合で管理いたします。

給油カード(ガソリンカード)



全国の宇佐美SS・JOMO・出光興産・新日本石油の各SSでご利用いただける法人対象のカードです。

<給油カードの特徴>

- ・全国の該当ガソリンスタンドで統一価格！安心して給油できます。
- ・カードを提示すれば料金後払い！現金を用意する必要がありません。
- ・請求書は1ヶ月分をまとめて請求します。請求書には給油日、数量等がきめこまやかに表示され、車両ごとの燃料管理が簡素化されます。

より円滑な企業活動の為に、各種情報をスピーディに提供しています。

また、経営上の利益向上やコストダウンに伴う実利的なアドバイスを実践し、企業を側面から強力にサポートしています。

■教育・研修会

共同利用・共同購買などに伴う経営上のアドバイスを実施。コストダウンや利益向上をサポートしています

■TDB企業情報

現在の不安定な経済状況の中、取引先の与信管理やライバル企業の実態分析は不可欠。

また、インターネットをはじめとした情報化社会の中で、スピーディに情報を入手することが重要です。

当組合では、帝国データバンク社に登録のある全国全業種計156万社の企業情報をご提供致します。

本部事務局

〒700-0933 岡山県岡山市北区奥田二丁目2番2号
tel:086-801-9355 fax:0120-01-9356
